

大分市上下水道局Instagram動画制作等業務委託公募型プロポーザル実施要領

1 事業目的

若い世代を中心とする市民へ、Instagramを通じて大分市上下水道事業の魅力を効果的に発信し、事業への認知・理解・好感を高めることで、将来の事業を支える担い手の確保につなげることを目的とする。

2 プロポーザル方式により受託候補者を特定する理由

本委託は、動画コンテンツの企画・制作から、効果的なInstagram広告の配信運用、効果測定・分析までの一連の業務を一体的に実施するものである。履行にあたっては、若年層に響く動画制作技術に加え、ターゲティング設計や運用ノウハウといった総合的な企画力・技術力が求められる。このように、提案内容や運用効果に顕著な差異が生じる業務であり、価格のみによる競争入札には適さないため、公募型プロポーザル方式により最も適した受託候補者を選定する。

3 事業概要

(1) 業務委託名

大分市上下水道局Instagram動画制作等業務委託

(2) 業務内容

別添「大分市上下水道局Instagram動画制作等業務委託基本仕様書」（以下、「基本仕様書」という。）のとおりに

(3) 履行期間

契約締結日から令和9年3月17日（水）まで

(4) 提案上限額

1,010,000円（消費税及び地方消費税相当額を除く）

(5) 契約金額の支払

前金払 なし

部分払 なし

(6) 受託候補者の選定

本プロポーザルにおいて、評価点の合計が最も高い者を契約交渉の第一順位者（以下「優先交渉権者」という。）とし、以下、得点順に交渉権の順位（第二順位者、第三順位者等）を決定するものとする。

4 参加資格条件

次に掲げる条件をすべて満たす者であること。

- ① 公告日において、大分市物品等供給契約競争入札参加資格審査要綱（昭和56年大分市告示第258号）により、大分類「役務の提供等」の小分類コード01：「広告・宣伝」の細分類コード07：「動画配信」について、入札参加資格の認定を受けている者であること。
- ② 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ③ 公告日から契約締結日までの間のいずれの日においても大分市建設工事等に係る指名停止等の措置に関する要領（平成12年大分市告示第477号）又は大分市物品等供給契約に係る指名停止等の措置に関する要領（平成21年告示第553号。以下「指名停止要領」という。）に基づく指名停止期間中でないこと。
- ④ 公告日から契約締結日の前日までの間のいずれの日においても「大分市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」（平成24年大分市告示第377号。以下「排除措置要綱」という。）に基づく排除措置期間中でないこと。
- ⑤ 契約締結日以前3月以内に、手形交換所で手形若しくは小切手の不渡りを出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がある者でないこと。
- ⑥ 次のいずれにも該当しない者であること（ただし、会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。）。
 - ア) 破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされている者
 - イ) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされている者
 - ウ) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者
- ⑦ 令和5年度から本委託の参加表明書提出日までの間において、国、地方公共団体又は民間企業等と直接契約（元請け）により動画制作業務を履行した実績（完了したものに限る）を有する者であること。

5 受託者選定までのスケジュール

本プロポーザルについてのスケジュールは別紙1のとおりとする。ただし、応募書類の提出状況、審査の進捗状況等により変更する場合がある。

6 プロポーザルの参加手続き及びスケジュール

プロポーザルの参加手続きは、以下のとおりとする。

(1) 事務局

大分市上下水道局 経営企画課 企画担当班

所在地 〒870-0045 大分県大分市城崎町1丁目5番20号

電話 097-538-2404 FAX 097-535-1241

Eメール jogesui-keiei@city.oita.oita.jp

(2) 本公告内容の交付期間、場所及び方法

交付期間：令和8年9月2日（水）から令和8年9月18日（金）

までの午前8時30分から午後5時15分まで

交付場所及び方法：大分市ホームページよりダウンロードすること。

[<https://www.city.oita.oita.jp/>]

(3) 本委託に係る実施要領書等の交付期間及び方法

交付期間及び方法：6の（2）に同じ

(4) 本委託の質疑応答

質問提出期限：令和8年9月10日（木） 午後5時15分まで（必着）

提出場所：6の（1）に同じ

提出方法：質問書（様式第6号）を使用し、電子メールまたはファックスによるものとする。

着信確認：質問書の送信後、速やかに事務局へ電話連絡を行い、着信の確認をとること。

回答方法：令和8年9月15日（火）までに大分市ホームページにおいて公表する。

【注意事項】

- ・ 指定の様式（様式第6号）以外の形式や、任意の書式による質問は受け付けない。
- ・ 質問内容に質問者の独自の技術やノウハウ等の秘密情報が含まれており、全体に公表することが不適切であると事務局が判断したものについては、当該質問者に対してのみ個別に回答する。
- ・ 通信エラー等による質問書の不着について、大分市は一切の責任を負わない。
- ・ 口頭、電話、来庁による質問は受け付けない。

(5) 参加表明書の提出について

提出期限：令和8年9月18日（金） 午後5時15分まで（必着）

提出場所：6の（1）に同じ

提出方法：直接持参または郵送（書留郵便等の引受記録が残るものに限る。）とする。

※郵送の場合は、提出期限までに必着のこと。また、通信エラーや郵便事故等による不着・遅延について、大分市は一切の責任を負わない。

提出書類：

- ・ 参加表明書（様式第1号） 正本1部

・業務実績書（様式第2号） 正本1部

※様式第2号に記載した実績を証明するため、契約書の写しを添付すること。（契約の当事者（相手方）及び押印（または署名）が確認できる部分）

【秘密保持について】

提出にあたり、他自治体や他社の秘密情報、個人印など、本委託の実績確認に直接関係のない箇所については、あらかじめ黒塗り（マスキング）して提出することを認めます。

・配置予定担当者実績書（様式第3号） 正本1部

※本委託に従事する予定の者（総括責任者および主要な担当者）について作成・提出すること。また、過去に手がけた同種・類似業務の成果物（動画作品のURLやポートフォリオ等）がある場合は、実績を補足する参考資料として添えて提出すること。

（6）一次審査（書類審査）および二次審査対象者の選定

参加表明書および添付書類に基づき参加資格の確認を行い、すべての要件を満たした者に対して一次審査（書類審査）を実施する。

① 一次審査の評価項目

【業務実績】

国又は地方公共団体との直接契約実績がある場合は、民間企業実績よりも高く評価する。

【実施体制】

本委託の履行にあたり「統括責任者」「主担当者」「副担当者」を配置すること（兼務も可）。各役割にそれぞれ別の者を配置（兼務なし）している体制をより高く評価する。

【配置予定者の経験・実績】

配置予定者の動画コンテンツの制作（企画・撮影・編集等）およびSNS広告（Instagram等）の運用業務における従事経験年数や過去の実績に応じて加点する。

② 二次審査に進む者の選定

一次審査の評価点数の上位3者を二次審査（企画提案書等の提出およびプレゼンテーション審査）の対象者として選定する。ただし、一次審査の得点が基準点（満点の60%）に達していない者は、二次審査対象者とししない。

なお、参加資格を満たす応募者が3者以下の場合であっても、一次審査において基準点を満たしていることを確認した上で、二次審査対象者として選定するものとする。

（7）企画提案書の提出について

提出期限：令和8年10月9日（金） 午後5時15分まで（必着）

提出場所：6の（1）に同じ

提出方法：直接持参または郵送（書留郵便等の引受記録が残るものに限る。）とする。

※ 郵送の場合は、提出期限までに必着のこと。また、通信エラーや郵便事故等による不着・遅延について、大分市は一切の責任を負わない。

提出書類及び部数：

- ・企画提案書提出書（様式第5号） 正本1部
- ・見積書（様式第4号） 正本1部（企画提案書の正本にのみ綴じ込むこと）
 - ※見積書の封緘（個別の封入）は不要
 - ※見積金額は、内訳・合計ともにすべて**税抜価格**で記載すること。
- ・企画提案書（任意様式） 正本1部、副本6部

【作成上の注意事項】

- ・基本仕様書に基づくものとする。
- ・様式は参加者が作成する任意の様式とするが、用紙サイズはA4サイズで統一すること。
- ・原則としてA4サイズとするが、工程表などの図表に限り、A3サイズ（折り込み）の使用を認める。
- ・提案内容は、独自提案によるものを含め、すべて本委託の提案上限額の範囲内で完結するものとする。

（8）プレゼンテーション及びヒアリング審査の実施

一次審査を通過した者（上位3者）を対象に、以下のとおりプレゼンテーション及びヒアリング審査を実施する。

実施日時：令和8年10月15日（木）（予定）

※審査の詳細な時間帯及び場所については、一次審査結果の通知とあわせて対象者に別途通知する。

実施時間：1者につき25分以内

- | | |
|------------|-------|
| ・プレゼンテーション | 15分以内 |
| ・ヒアリング | 10分以内 |

出席者：3人以内とする

【注意事項】

- ・プレゼンテーションの方法は自由とする。プロジェクター及びスクリーンは大分市で用意するが、提案者が持参した機材（コネクター等を含む）を使用することも可とする。ただし、パソコン等のプレゼンテーション用再生機器については、必ず提案者側で持参すること。
- ・審査当日の説明及び質疑応答は、事前に提出された企画提案書等の内容に基づいて行うものとする。事前提出された企画提案書等に記載のない内容（提案範囲を超える説明や、当日配布する追加資料等）については、評価の対象としない。

(9) 選定結果の通知

通知予定日：令和8年10月20日（火）（予定）

通知方法：郵送にて全参加者へ通知

大分市ホームページにおいても受託候補者名を公表

(10) 契約締結

契約締結の時期：令和8年10月下旬予定

7 選定方法と評価基準について

(1) 選定方法

受託候補者の選定は、「大分市上下水道局インスタグラム動画制作等業務委託受託候補者選定委員会設置要綱」に基づき設置する選定委員会において、提出された書類、企画提案書、プレゼンテーション及びヒアリング等の内容を総合的に審査・評価し、優先交渉権者及び次順位以降の交渉権者を特定するものとする。

なお、審査は「6（6）」に定めるとおり、一次審査（書類審査）及び二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング審査）の2段階により実施する。

【注意事項】

- ・提案辞退等により、二次審査の対象者が1者のみとなった場合であっても、プレゼンテーション及びヒアリングは実施する。
- ・受託候補者として選定される者は、評価基準表における評価項目の得点合計が、その6割以上である者に限るものとする。（※提案価格の得点は含みません。）
- ・優先交渉権者が辞退した場合、または優先交渉権者との契約交渉が不調に終わった場合は、第2順位以降の交渉権者を上位から順次、受託候補者に繰り上げて交渉を行うものとする。ただし、上記と同様に、評価項目の得点合計が6割以上の者に限る。
- ・総合評価の最高得点者が複数いる場合は、別紙2の項目番号（1から順）の得点が高い者を優先交渉権者とする。これらすべての項目の得点と同じ場合は、選定委員会における協議により決定する。

(2) 評価基準

評価項目の評価基準の配分（配点）は別紙2のとおりとする。

8 失格事項

提案者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ・提出書類に虚偽の記載があった場合
- ・本実施要領に違反した場合
- ・公正を欠いた行為があったとして選定委員会が認めた場合
- ・正当な理由なくプレゼンテーション及びヒアリングに応じなかった場合
- ・公告の日から契約締結日までに参加資格要件を満たさなくなった場合
- ・選定審査に関する不当な要求等を申し入れた場合
- ・その他、選定委員会が不適當と認めるとき

9 その他

- ・本プロポーザルに関する詳細は、本実施要領および基本仕様書によるものとする。
- ・本プロポーザルの参加並びに書類の作成及び提出に要する費用は、すべて応募者の負担とする。
- ・提出された書類（参加表明書、企画提案書等）は返却しない。また、提出後の書類の差し替え、変更及び再提出は認めない。
- ・本委託において制作・納品された成果物（動画、画像、テキスト等）に関する著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）は、引き渡しを完了した時点で大分市に帰属するものとする。また、受託者は大分市に対し、著作権人格権を行使しないものとする。
- ・受託者は、制作に使用する音源、画像、フォント及び出演者の肖像権等に関し、第三者の権利を侵害しないよう受託者の責任において権利処理を行うこと。また、委託期間終了後においても大分市が無期限かつ無償でSNS等に掲載・二次利用できる契約内容とすること。
- ・納品物は、完成動画データ（MP4形式等）のほか、テロップ・音源なし動画データ等を含めるものとする。詳細については基本仕様書による。
- ・広告配信にあたっては、大分市の指定する環境で行うか、受託者の管理環境において大分市へ閲覧・管理権限を付与して実施するなど、手法について大分市と協議の上で決定すること。また、見積書及び実績報告においては、動画制作費、運用手数料、及び広告配信費用を明確に区分すること。
- ・審査結果（選定・非選定の理由等）に対する異議申し立ては一切受け付けない。

受託者選定スケジュール

1	公告	令和8年9月2日（水）
2	実施要領等の配布	令和8年9月2日（水）から 令和8年9月18日（金）まで
3	実施要領等に関する質問提出期限	令和8年9月10日（木）
4	実施要領等に関する質問への回答公表	令和8年9月15日（火）
5	参加表明書の提出期限	令和8年9月18日（金）
6	参加資格確認結果の通知	令和8年9月25日（金）
7	企画提案書の提出期限	令和8年10月9日（金）
8	プレゼンテーション及びヒアリングの実施	令和8年10月15日（木） （予定）
9	選定結果の通知	令和8年10月20日（火） （予定）
10	契約締結	令和8年10月下旬 （予定）

評 価 基 準 表

【一次審査基準】

評価項目		評価内容	配分(点)
1	業務実績	同種・類似業務（動画制作・SNS 広告運用等） における豊富な実績の有無	20
		上記実績のうち、国又は地方公共団体との直接契約実績の有無	10
2	業務実施体制	統括責任者・主担当者・副担当者の配置バランス及び実施体制の整備状況	10
		配置予定者の従事経験年数並びに過去の制作・運用実績の優位性	10
合 計		最低基準点数 30 点	50

【二次審査基準】

評価項目		評価内容	配分(点)
3	企画提案書の評価		－
	① 基本方針	本委託の目的と整合した具体的な基本方針・コンセプト	20
	② 企画提案 その1	提案内容の具体性及び実現可能性	20
	③ 企画提案 その2	ターゲットの関心を喚起する戦略設計及び手法	20
	④ 企画提案 その3	本委託を円滑かつ効果的に進めるための各種支援・対応策	10
	⑤ セールスポイント	事業目的達成に寄与する有効な独自提案の有無（※追加予算を伴わないもの）	20
4	提案価格	評価点＝10点×{（最低提案額）÷（当該参加事業者の提案額）}	10
合 計		最低基準点数 54 点（提案価格の得点含めず）	100

評価項目の3企画提案書の評価点は下記の評価基準により評価点を付します

評価点		評価
20点満点	10点満点	
20～17	10～9	優れている
16～13	8～7	やや優れている
12～9	6～5	普通
8～5	4～3	やや不十分である
4～1	2～1	不十分である